

意見第5号

政治資金透明化の推進を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
田村栄子
川辺美信
貴志信智
宮崎亜希

久喜市議会議長 上條哲弘 様

政治資金透明化の推進を求める意見書

政治資金規正法は「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、「政治資金の収支の公開」により、「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」（第1条）と定めている。

ところが昨年来、自民党の主要派閥による政治資金パーティー収入の不記載やキックバック、いわゆる「裏金」づくりを行っていたことが次々に明らかになり、政党および政治家の政治資金に対する国民の不信が高まっている。

国会に政治資金法改正案が提出されたものの、きわめて不十分な「改正」とどまり、政治に対する国民の信頼回復にはほど遠いと言わざるを得ない。

よって、国会および政府に対して、政治資金の透明性を向上させるため、以下の措置を求める。

1. 1999年の政治資金規正法改正で政治家個人への企業団体献金は禁止された。しかし政党および政治家が支部長を務める政党支部への献金、政党から政治家の資金管理団体への資金の移動が認められているため、実質的に企業団体献金を温存する「法の抜け穴」「迂回献金」と指摘されてきた。政党および政党支部や政治家の資金管理団体への企業団体献金を禁止するよう求める。

2. 政党から政治家個人に対して支出される「政策活動費」は、使途も明らかにされないまま毎年数十億円もの支出が行われてきた。すべての使途を国民に明らかにできない「政策活動費」の支出は禁止するよう求める。
3. 「政策活動費」の使途について「10年後の公開」となったが、「10年間は公開しない」ことを認めるのでは、不透明な資金の支出をこのまま続けることになる。「政策活動費」を維持する場合には、毎年の使途報告と公開を義務とするよう求める。
4. 「裏金」づくりに使われた「政治資金パーティー券」の購入者の公表基準を、1回のパーティーで「5万円」に引き下げるとされたが、「1回あたり5万円未満」であれば1年間にいくら購入しても公表されないことになる。「政治資金パーティー券」の購入は政治資金規正法が禁止する企業団体献金の温存であり代替手段となっている。「政治資金パーティー」を禁止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
内閣官房長官
総務大臣